

分担金・拠出金の名称		国際エネルギー・フォーラム事務局(International Energy Forum: IEF) (IEF) 拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	10,497千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称		国際エネルギー・フォーラム事務局(International Energy Forum: IEF)	義務的拠出金			B
国際機関等の概要及び成果目標		<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的 石油・ガス等の産出国と消費国の関係が、エネルギー市場の安定等について非公式な対話を行う枠組み(国際約束に基づき設立された国際機関ではない)。関係会合は、1991年に第1回会合をパリで開催して以降、隔年開催。2011年2月に採択されたIEF憲章に参加している国数は現時点で72か国。産消対話を行うことにより、産消国双方が相互に理解を深め、健全な経済の発展に資する供給を確保するために安定的かつ透明性のあるエネルギー市場を促進することを目的としている。産消対話以外の主な活動内容としては、IEF関係会合(隔年開催)、他の国際機関との協力、JODI(7つの国際機関共同データイニシアティブ)に関するデータの収集及びJODIホームページの管理・運営。</p> <p>(2)拠出に当たっての成果目標 産油国と消費国の対話・協調とJODI等を通じて、石油・ガス市場の透明性を向上させることにより、国際石油・ガス市場の安定に貢献するとともに、我が国の経済基盤に不可欠なエネルギー安全保障の強化に資することを目標とする。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等				
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・エネルギー安全保障を確保するためには、安定的なエネルギー供給及び合理的なエネルギー価格が維持されるよう、産出国側に常に働きかけていくことが不可欠であり、当該機関は、その目的を達成するための世界唯一の関係レベルの産消対話の場。また、石油市場を安定化させるためには、石油市場の透明性を確保することが重要であり、IEFがデータ収集・管理しているJODIは世界の石油・ガス需給に関する情報をエネルギー市場に提供するという観点から非常に重要な役割を果たしている。また、IEFの取組の成果については、執行理事会で報告されるほか、関係するイベント等についてはホームページで広く一般に向けて発信している。</p> <p>・国際エネルギー機関(IEA)、石油輸出国機構(OPEC)等と共同で、エネルギー市場の見通しに関するワークショップ等を開催している。平成28年度の主な実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年12月 IEF-IGU(国際ガス連盟)ガスフォーラム(於:インド)</li> <li>・2016年12月 IEA-IEF-OPEC Symposium on Gas and Coal Market Outlooks(於:サウジアラビア)</li> <li>・2017年2月 IEA-IEF-OPEC Symposium on Energy Outlooks(於:サウジアラビア)</li> <li>・2017年2月 IEF-EU Energy Day(於:サウジアラビア)</li> <li>・2017年2月 KAPSARC(サウジアラビア・アブドラ国王石油調査研究センター)とのラウンドテーブル(於:サウジアラビア)</li> <li>・2017年3月 IEA-IEF-OPEC Technical Meeting on the Interactions between Physical and Financial Energy Markets(於:サウジアラビア)</li> </ul> <p>・我が国は、平成28年9月に開催された第15回IEF関係級会合の場において、エネルギー需要を増している新興国の存在、シェール革命やエネルギー市場のグローバリゼーション、気候変動問題等の世界のエネルギー情勢を巡る動きに言及しつつ、世界を統合する国際的なエネルギー協力の枠組みが存在しない中、世界最大級のハイレベルの産消対話の場として、IEFがグローバル・エネルギー・アーキテクチャーの強化に果たす役割は重要性を増す旨主張し、議長が発出した閉会宣言に産消対話の重要性が盛り込まれた。</p>				
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>・執行済みの予算については、外部団体による監査を2017年3月に実施した。拠出金等の執行状況及び執行済み予算に関する会計報告については、年2回の執行理事会において事務局から報告されている。外部監査の結果、財政マネジメントは健全であると評価されている。</p> <p>・上述の監査の結果を踏まえて、更なるコスト削減や合理化を追求すべく、事務局のイニシアティブの下で合理的な予算編成を行いつつ、機構・財政改革を行っている。</p> <p>・深刻な財政状況を踏まえ、事務局職員の新規雇用を控えたり、節約をすること等により、経費支出を抑制する取組を継続している。また、一部の義務的拠出金未払いにより収入の総額が見通せない中で運営せざるを得ない状況であるが、事務局の取組により、義務的拠出金支払い状況は改善している。</p> <p>・執行理事会の下に、IEFの財政状況向上の方途を検討する財政下部委員会が設置され、我が国も積極的に参画しており、IEFの財政状況(特に各国からの分担金支払い状況)は徐々にではあるが改善している。</p>				

II 当該機関等と日本との関係について	<p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p>	<p>・我が国の重要外交課題の一つであるエネルギー安全保障を確保するためには、安定的なエネルギー供給及び合理的なエネルギー価格が維持されるよう、産出国側に働きかけていくことが不可欠である。また、石油市場を安定化させるためには、その透明性を確保することが重要であり、上述のとおりJODIは非常に重要な役割を果たしている。特に、現在のIEF事務局は、一部の国の義務的拠出金未払いにより厳しい財政状況であるところ、我が国の拠出金は事務局の安定的な運営に不可欠である。また、我が国からの拠出金は、JODIの運用に活用されており、エネルギー関連のデータの収集に大きな役割を果たしている。本件拠出金が減少等する場合には、JODIのデータ収集・管理に大きな影響を及ぼすことが想定されるとともに、唯一の産消対話の場において、エネルギー消費国である我が国の立場を主張する機会が失われかねず、ひいては、エネルギー安全保障の確保に支障が生じる可能性がある。</p> <p>・IEF事務局が実施しているJODIに関するデータの収集及び管理は、中立性を有するIEFによる実施が不可欠である。我が国は、IEFと緊密に連携し、消費国として安定的なエネルギー供給及び合理的なエネルギー価格が維持されるよう取り組んでいる。</p> <p>・平成28年11月に我が国主催で実施された第27回エネルギー憲章会議及びそのサイドイベントとして外務省が主催した「グローバル・エネルギー・アーキテクチャーとアジアへの影響」と題する国際セミナーに、IEF事務局長が参加し、後者のセミナーにおいて基調講演を行った。JODIが収集・管理する情報に日本企業がアクセスできることは、日本企業の合理的なエネルギー貿易に資する。また、IEFには、意思決定機関以外の組織として、産業諮問委員会があり、企業の意見等を吸い上げる取組が行われている。</p> <p>・IEFに任意拠出する経済産業省(資源エネルギー庁)と連携しながら、毎年2回実施される意思決定機関である執行理事会等に常任理事国として恒常的に出席することにより、我が国の外交の方針と同方針におけるIEFの有用性を伝達し、これに合致した取組を推進させている。</p>
	<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>・IEFにおいては、日本人職員(専門職以上)が1人いる。IEF事務局の専門職以上の全職員数は2016年末時点で8名であり、日本人職員の割合は12.5%であり、前年同期の1名から同数で推移している。IEFにおける幹部クラス(Dレベル以上)は事務局長のみであるが、日本人職員ではない。</p> <p>・我が国からの拠出割合は5%であり、それに見合った日本人職員数は確保している。</p> <p>・我が国は、常任理事国(石油及び天然ガスの生産量上位11か国及び消費国11か国、事務局ホスト国(サウジアラビア)の23か国)の立場から意思決定に参画している。</p> <p>・日本人職員数の増強が課題であり、外務省としても、経済産業省(資源エネルギー庁)とも連携して、エネルギーの専門家の日本人職員候補の発掘、送り込みを強化するとともに、ポストの公募情報の早い段階での入手と幅広い情報提供や履歴書作成、面接対策等の支援を行っている。ただし、現在、IEF事務局は、財政状況改善のために新規職員の雇用を控えている状況。</p>
	<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>IEFにおいては、以下のとおりPDCAサイクルが確保されている。</p> <p>PLAN:IEFは、石油・天然ガスの貿易量、投資状況を確認し、エネルギー市場の更なる安定・透明性の確保のために、どのような議論や会議を行う必要か検討し、年間計画を策定。我が国を含む執行理事会メンバー国により当該事業案を審査・承認する中で我が国の関心や優先事項をインプット。</p> <p>DO:義務的拠出金を支払った上で、上記計画に従い、事業(主として会合・ワークショップ開催)を実施。我が国が参加していない会合についても、IEF事務局からの報告(ホームページ上にも掲載)などを通じて適切にモニタリング。</p> <p>CHECK:年2回開催される執行理事会(日本は常任理事国)において、途中経過及び最終報告が行われるため、これに対して評価・提言を行う。また、外部監査を実施している。</p> <p>ACT:執行理事会における評価や提言等を踏まえ、IEFが今後の事業計画を策定する際に、我が国としても必要に応じ改善を提案し、今後の事業計画に反映する。</p> <p>上記の“ACT”に加え、IEFの理事国として、年2回(毎年5月頃と12月頃)実施される執行理事会の機会を通じて、より効率的な案件選定、事業の実施、拠出金の運営改善に向けた要改善事項を提示し、次会計年度の予算案に反映している。</p>
<p>担当課室名</p>	<p>経済安全保障課</p>	